

報告第12号

放棄した私債権の報告の件

令和2年4月1日施行の加東市私債権管理条例等の一部を改正する条例（令和2年加東市条例第3号。以下「一部改正条例」という。）施行前の加東市私債権管理条例（平成26年加東市条例第7号）第13条の規定により、市の私債権について別紙調書のとおり放棄したので、一部改正条例施行後の加東市私債権管理条例第15条の規定により報告する。

令和2年9月1日提出

加東市長 安田正義

## 加東市私債権管理条例に基づく債権放棄調書

債権放棄決定日：令和2年3月27日

債権名	債権額（円）	件数（件）	放棄した理由（加東市私債権管理条例第13条 ※）					所管部署
			〔上段：債権額（円）、下段：件数（件）〕					
			第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	
			時効	限定承認	行方不明等	免責	債権存否	
水道料金	251,659	63			245,147	6,512		上下水道部 管理課
					59	4		
計	251,659	63			245,147	6,512		
					59	4		

※ この調書は、債権放棄決定日が令和2年3月27日であることから、令和2年4月1日施行の加東市私債権管理条例等の一部を改正する条例（令和2年加東市条例第3号）施行前の加東市私債権管理条例第13条の規定に基づき、作成しています。